

○中川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年12月20日

規則第16号

改正 平成23年9月13日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、中川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理事項の明示)

第2条 村長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請の受付期間
- (3) 申請の資格
- (4) 選定の基準
- (5) 管理を行わせる期間
- (6) 管理業務に関する事項
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) その他村長が定める事項

(指定の申請)

第3条 条例第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、公の施設に係る指定管理者の指定申請書に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては定款の写し又は登記簿謄本の写し
- (2) その他の団体にあつては、規約その他これに類する書類
- (3) 当該団体の業務内容及び経営状況を説明する書類
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理業務の計画書及び管理に係る収支計画書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(選定の基準)

第4条 村長は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準及び村長が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準により総合的に審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものであること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること。

(選定結果の通知)

第5条 村長は、前条の規定により選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定で定める事項)

第6条 条例第4条の規定により協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 村が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理業務報告書の作成及び提出に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(管理業務報告書の作成)

第7条 条例第7条の規定により作成する管理業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

